

介護ウェブ 2024 推進ニュース



第3次介護保険改善を求める国会請願署名提出行動 国会に最終29万3043筆提出！（民医連から184, 228筆）

- 6月3日介護保険制度改善と介護従事者の処遇改善を求める国会内集会

6月3日（月）、衆議院第二議員会館・多目的会議室にて、中央社保協による主催で、「介護保険制度改善と介護従事者の処遇改善を求める国会内集会」が行われました。集会の様子は会場とオンラインを合わせて100名以上の参加（民医連の現地参加は55名）となりました。介護請願署名は、全日本民医連として33,919筆（総計184,228筆）、昨年9月の「介護請願署名 2023 キックオフ集会」から他団体集約分と合わせて合計293,043筆を提出しました。集会には日本共産党宮本徹議員より、「訪問介護費の引き下げを再改定していくことで、事業所を守り、サービスが必要な方がサービスを受けられるようにしていきたい。」「認知症の人と家族の会代表理事の鎌田さんより「介護給付費分科会の委員として、安心して長生きでき、介護が受けられる社会を子供や孫にまで残していきたい。」と連帯挨拶がありました。その後、利用者の立場から年金者組合の雨宮富美江さん、事業所の立場から京都民医連の阿部未知さん、労働者の立場から福祉保育労の民谷孝則さんから、利用者・介護現場・労働者それぞれの実情と介護保険の改善を求める発言がありました。最後に全日本民医連・林次長より行動提起がありました。（全日本民医連 HP 参照）

県連名	2023年12月4日	2024年2月29日	2024年6月3日	集約数	県連名	2023年12月4日	2024年2月29日	2024年6月3日	集約数
北海道	5,611	3,896	2,992	12,499	三重	0	0	0	0
青森	1,940	1,921	132	3,993	滋賀	275	2,002	825	3,102
岩手	0	1,300	0	1,300	京都	1,007	5,827	447	7,281
宮城	1,487	1,068	1,480	4,035	大阪	0	9,783	2,151	11,934
秋田	192	149	55	396	兵庫	1,373	4,161	539	6,073
山形	0	9,023	86	9,109	奈良	2,458	3,238	215	5,911
福島	581	1,350	620	2,551	和歌山	437	556	79	1,072
茨城	0	361	172	533	鳥取	0	0	1,622	1,622
栃木	0	120	0	120	島根	544	1,737	146	2,427
群馬	326	1,346	30	1,702	岡山	572	6,410	1,270	8,252
埼玉	0	80	4,487	4,567	広島	762	1,445	269	2,476
千葉	286	2,180	252	2,718	山口	0	1,344	0	1,344
東京	5,173	14,575	1,566	21,314	徳島	0	831	3	834
神奈川	0	676	2,806	3,482	香川	0	0	651	651
新潟	863	1,991	0	2,854	愛媛	0	2,641	95	2,736
富山	0	1,600	0	1,600	高知	0	1,265	275	1,540
石川	0	693	0	693	福岡	2,312	10,571	4,092	16,975
福井	0	0	0	0	長崎	0	1,278	0	1,278
山梨	0	5,614	175	5,789	熊本	90	1,892	28	2,010
長野	4,212	2,182	389	6,783	大分	0	63	31	94
岐阜	0	296	261	557	宮崎	470	282	163	915
静岡	104	172	71	347	鹿児島	2,903	2,907	2,496	8,306
愛知	579	1,680	1,407	3,666	沖縄	613	4,580	1,541	6,734
					全日本	0	53	0	53
					合計	35,170	115,139	33,919	184,228



訪問介護基本報酬引き下げ撤回を求める メッセージ3720枚を厚労省・財務省へ提出

同日（3日）、集会内で厚労省老健局認知症施策・地域介護推進課長、財務省主計局介護担当者など4名の担当者に訪問介護費の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める要請書3720筆（民医連は1797筆）の提出を行いました。

その後、神奈川年金者組合の方から、「介護保険費は集められていても、実際に介護保険を使うことは難しくなっている。これからの社会に向けて、本当の介護保険制度を実現してほしい」、大阪社保協日下部さんより「訪問介護基本報酬引き下げの影響で奥の事業所が閉鎖している。臨時の再改定を早急をお願いしたい」長野社保協より「自治体へ緊急アンケートを提出し、記者会見を実施した」、大阪民医連地道さんより「大阪での緊急アンケートを実施し、3週間で400件を超える再改定を望む声が集まった」

厚労省・財務省担当者から「皆さんの声をしっかりと受け止めたい」と応じました。



6月6日「介護障害福祉事業者の処遇改善に関する決議」を全会一致で議決（衆院厚生労働委員会）

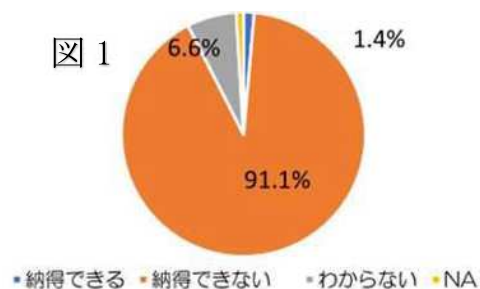
衆院厚生労働委員会は5日、「介護障害福祉事業者の処遇改善に関する決議」を全会一致で議決しました。訪問介護の基本報酬が引き下げなどに対する、異例の決議です。決議は、介護・障害福祉従事者は「重要な職責を担っている」と指摘。他産業の給与水準と比べて低い状況だとして、「優れた人材の確保」「サービス提供体制を整備」するため、報酬改定などの影響について会議事業者等の意見も聞き、速やかで十分な「検証」を行うとしています。また、賃金などの処遇改善に資する施策を検討し、「必要な措置を講ずるべき」だと政府に求めています。これまで取り組んできた介護保険改善を求める国会請願署名や訪問介護費の引き下げ撤回要請書、各地の緊急アンケート調査の取り組みなどが、今回の決議につながっています。（添付資料）

★「事業者緊急アンケート」を独自に実施—長野、山梨、宮崎

■ 「訪問介護報酬 基本報酬引き下げに関する緊急アンケート」をもとに

県と懇談・記者会見を実施！（長野民医連）

長野民医連では訪問介護基本報酬引き下げに伴い、4～5月県内482の訪問介護事業所へアンケートを実施し、213事業所から回答がありました。アンケートでは「基本報酬引き下げについて、納得できるか」の設問（図1）には、「納得できない」が91.1%。介護報酬改定で「経営状況がどう変わるか」の設問（図2）では、「経営が悪化する」が59.2%を推移しました。



5月31日午後、県社保協が取り組んだ訪問介護事業所アンケートの結果について、記者会見を行いました。会見には長野県民医連の3名から現場の実態と制度の改善を求める発言を行いました。県介護支援課との懇談も実施し、介護支援課長からは「今回の訪問介護報酬の引き下げは、県内の訪問介護、在宅サービスの提供体制に支障をきたす」「県としてもこれから現場へ出向いて話を聞いて状況を把握したい」との発言がありました。報道各社の取材があり、テレビはNHK(長野)、SBC信越放送、新聞は信濃毎日新聞、長野日報、しんぶん赤旗で報道されました。

図2



■ 「訪問介護事業所向け緊急アンケート 結果」(山梨民医連)

山梨民医連では、県内の訪問介護事業所174か所へアンケート調査を実施し、89事業所から回答が寄せられました。「基本報酬引き下げについて納得ができるか」(図3)の設問には96.6%(86事業所)が「納得できない」と回答。「現在、人材充足状況について」の設問(図4)には80.5%(70事業所)が「充足していない」と回答がありました。4月30日、アンケート結果を新潟民医連と合同で厚労省へ提出しました。

図3

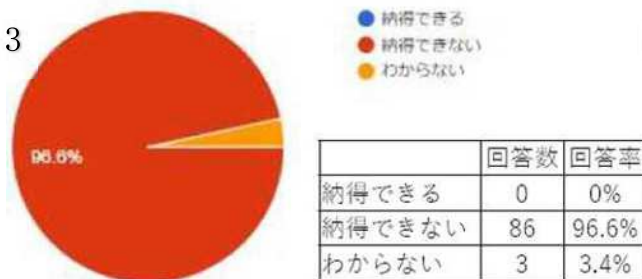
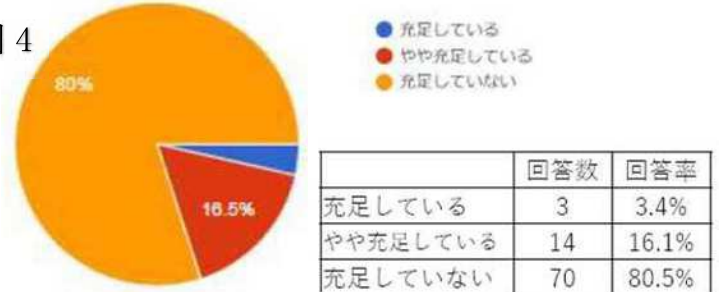


図4



■ 「訪問介護事業所における介護報酬改定の影響に関する緊急アンケート調査」(宮崎民医連)

宮崎民医連では、県内の訪問介護事業所255か所にアンケート調査を実施し、58所から回答が寄せられました。「2024年6月より算定開始となる介護職員等処遇改善加算の最上位の監査要件を満たすことができそうか」の設問(図5)には「難しい」「そもそも最低の加算を取ることすら困難」と答えた事業所が半数以上の回答がされた。

図5



「人員充足状況について」(自由記載欄抜粋)

- ・介護の中でも訪問介護は敬遠され、新たな人材の確保が非常に難しい。ヘルパーの半数以上が65歳以上でいつ退職されるかわからない、綱渡り状態。
- ・支援にあたるヘルパーも高齢となり、急な休み地価もある、人員不足の状況となるときもあり、利用者の新規受け入れを止めている。
- ・報酬がずっと下がっていて、正職員以外の職員を正職として雇用し難い。
- ・訪問介護の報酬単価の引き下げにより経営が悪化し、人件費にお金がまわせない。

お問い合わせ先 介護ウェブ推進本部

TEL:03-5842-6451

E-mail: min-kaigo@min-iren.gr.jp

全日本民医連事務局:栗原・若林

介護・障害福祉分野の人材の確保及び定着を促進するとともにサービス提供体制を整備する
ための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する件（案）

政府は、高齢者等並びに障害者及び障害児が安心して暮らすことができる社会を実現するためにこれらの者に対する介護又は障害福祉に関するサービスに従事する者（以下「介護・障害福祉従事者」という。）が重要な職責を担っていること、介護・障害福祉従事者の給与水準が他産業の給与水準と比較して低い状況にあること、我が国における賃金や物価が上昇傾向にあること等に鑑み、これらのサービスを担う優れた人材の確保及び定着をより一層促すとともにサービス提供体制を整備するため、令和六年度に行われた介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の改定の影響について、訪問介護を始めとする介護事業者等の意見も聴きながら速やかにかつ十分に検証を行い、介護・障害福祉従事者の賃金を始めとする処遇の改善に資するための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるべきである。

右決議する。